

価格違法行為行政処罰規定

2006年2月21日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

価格違法行為行政処罰規定

2006-03-09

中華人民共和國國務院令 第 461 号

國務院は『「価格違法行為行政処罰規定」改正に関する決定』を公布し、2006 年 5 月 1 日に施行する。

総理 温家宝

2006 年 2 月 21 日

國務院「価格違法行為行政処罰規定」改正に関する決定

國務院は「価格違法行為行政処罰規定」に対して以下のように改正することを決定した。

一、 第 14 条を「本規定第 4 条から第 11 条に規定される違法所得、価格法第 41 条規定に属する消費者またはその他経営者が代金を多く支払った場合、経営者に期限内に返還するよう命じる。代金を多く支払った消費者またはその他経営者の搜索が困難な場合、搜索公告を行うよう命じる。経営者が前項に反し、消費者またはその他経営者が支払過多の代金返還を拒否、及び期限満了までに多く支払った代金の返還を完了しなかった場合、政府の価格主管部門によって、没収され、消費者またはその他経営者が返還を要求した場合、経営者は法律によって民事責任を負う。」に改正する。

二、第 15 条第 2 項に第 5 項を追加し、「経営者が本規定 14 条第 1 項に反し消費者またはその他経営者が支払過多の代金返還を拒否した場合」を規定する。

本決定は 2006 年 5 月 1 日から施行する。

「価格違法行為行政処罰規定」は本決定に基づき改正を行い、新たに公布する。

価格違法行為行政処罰規定

(1999 年 7 月 10 日國務院批准 1999 年 8 月 1 日国家發展計画委員会発布、2006 年 2 月 21 日「國務院「価格違法行為行政処罰規定」改正に関する決定」に基づき改訂)

第 1 条 法律の規定に基づき価格違法行為を処罰し、消費者と経営者の合法權益を保護するため、

「中華人民共和國價格法(以下價格法)」の関連規定に基づき、本規定を制定する。

第2条 県級以上の各級人民政府の價格主管部門は法律の規定に基づき價格の監督検査を行い、價格違法行為の行政処罰を決定する。

第3条 價格違法行為の行政処罰は價格違法行為が行われた地方の人民政府の價格主管部門が決定する。國務院價格主管部門はその上級價格主管部門が決定した規定に基づき規定する。

第4条 經營者が價格法第 14 条の規定に違反し、以下にあげる項目のうち一つに当てはまる場合、改善を命じ、違法所得を没収、違法所得の 5 倍以下の罰金を科すことが出来る。違法所得がない場合は警告を与え、3 万元以上 30 万元以下の罰金を貸すことが出来る。情状が重大なものに関しては、業務停止命令、もしくは工商行政管理機関により營業許可証を没収する。

(一) 企業が結託し市場價格の操作を行い、その他經營者あるいは消費者の合法的權益を損なう行為。

(二) 法律の規定に基づいて生鮮商品や季節性商品、在庫商品などの値段を下げるほかに、競争相手の排除あるいは市場を独占するため、原価を下回る價格での商品販売で正常な生産經營秩序を乱し、国家利益あるいはその他經營者の合法的權益を損なう行為。

(三) 同じ商品あるいはサービスを提供し、同等な取引条件を持つその他經營者に價格差別を行う行為。

第5条 經營者が價格法第 14 条の規定に反し、捏造、値上げ情報の流布、價格吊り上げ、商品價格の不当な高騰の促進、虚偽の、または誤解を与える價格で、消費者を騙しあるいはその他經營者と取引を行った場合、改善を命令し、違法所得を没収、違法所得の 5 倍の罰金を併科すことが出来る。違法所得がない場合は警告を与え、2 万元以上 20 万元以下の罰金を科すことが出来る。情状が重大なものに関しては、業務停止命令、もしくは工商行政管理機関により營業許可証を没収する。

第6条 經營者が價格法第 14 条の規定に反し、ランク引き上げあるいはランク引き下げなどの手段を講じ商品を販売、購入またはサービスを提供し、不当高價格あるいは不当廉価で販売した場合、改善を命じ、違法所得を没収、違法所得の 5 倍以下の罰金を科すことが出来る。違法所得がない場合は警告を与え、1 万元以上 10 万元以下の罰金を科すことが出来る。情状が重大なものに関しては、業務停止、もしくは工商行政管理機関により營業許可証を没収する。

第7条 經營者が政府指導價格、政府固定價格を執行せず、以下の項目の一つに当てはまる場合、改善を命じ、違法所得を没収、違法所得の 5 倍の罰金を科すことが出来る。違法所得がない場合は、2 万元以上 20 万元以下の罰金を科すことが出来る。情状が深刻なものに関しては業務停止を命じる。

(一) 設定價格が政府指導價格の浮動幅を超える

(二) 政府固定價格よりも高くあるいは低く價格を設定する

- (三) 政府指導価格、政府固定価格範囲内の商品あるいはサービス価格を勝手に設定する
- (四) 政府指導価格、政府固定価格を早めあるいは遅らせて執行する
- (五) 徴収項目あるいは徴収基準を独自に設定する
- (六) 徴収項目の分解、重複徴収、徴収範囲の拡大などの方式を講じ不当に徴収基準を引き上げる
- (七) 政府が取り消しを明らかに公布した徴収項目に対して引き続き徴収する
- (八) 規定に違反し保証金や担保などの形式で不当に徴収する
- (九) 強制あるいは不当強制サービス及び徴収
- (十) 規定以外のサービスを提供し料金を徴収する
- (十一) 政府指導価格、政府固定価格を執行しないその他行為

第8条 経営者が法定の価格関与措置、緊急措置を採らず、以下の項目の一つに当てはまる場合、改善を命令し、違法所得を没収、違法所得の5倍以下の罰金を科すことが出来る。違法所得がない場合は、4万元以上40万元以下の罰金を科すことが出来る。経緯が重大なものに関しては、業務停止を命じる。

- (一) 値上げ申告あるいは価格調整記録制度を実施しなかった場合
- (二) 規定の利ざや率、利益率幅を超えた場合
- (三) 規定の価格制限、最低保護価格を実施しなかった場合
- (四) 集中固定価格権限措置を実施しなかった場合
- (五) 凍結価格措置を実施しなかった場合
- (六) 法定の価格関与措置、緊急措置を実施しないその他行為

第9条 本規定第4条から第8条の経営者が個人である場合、違法所得がない価格違法行為に対して5万元以下の罰金を科すことが出来る。

第10条 経営者が法律、法規の規定に違反し、暴利を得る行為を行った場合、改善を命令し、違法所得を没収、違法所得の5倍以下の罰金を併科すことが出来る。情状が重大なものに関しては、業務停止命令、または工商行政管理機関により営業許可証を没収する。

第11条 経営者が正札表示規定に違反し、以下の項目の一つに当てはまる場合、改善を命令し、違法所得を没収、違法所得の5倍以下の罰金を併科すことが出来る。

- (一) 価格不表示
- (二) 規定以外の内容と方式で正札表示を行った場合
- (三) 表示価格以外に販売商品を値上げあるいは表記以外の費用を徴収した場合
- (四) 正札表示規定に違反するその他行為

第12条 価格監督検査所が必要な資料の提出を拒否、あるいは虚偽の資料を提出した場合、改善を命じ、警告を与える。期限を過ぎても改善されない場合は、5万元以下の罰金と、主管責任者とその他責任者に規律処分を科すことが出来る。

第13条 政府価格主管部門が価格監督検査を行った際、経営者の違法行為が以下の3項目の状況に全て当てはまる場合、価格法第34条第3項の規定に基づき関連営業を一時停止する

よう命ずることが出来る。

- (一) 違法行為の情状が複雑または重大で、調査究明後嚴重な処罰を科せられる可能性がある場合
- (二) 関連営業を一時停止せず、違法行為を引き続き行った場合
- (三) 関連営業を一時停止せず、違法事実認定に影響を及ぼす可能性があり、その他措置をとりまた調査究明が保証できない場合。

政府価格主管部門が価格監督検査を行った際、法執行者が2名より少なくはならず、経営者あるいは関係者に身分証明証を提示しなければならない。

第14条 本規定第4条から第11条に規定される違法所得、価格法第41条規定に属する消費者またはその他経営者が支払過多の場合、経営者に期限内に返還するよう命じる。支払過多の消費者またはその他経営者の検索が困難な場合、検索公告を行うよう命じる。経営者が前項に反し、消費者またはその他経営者の支払過多の代金返還を拒否、及び期限満了までに支払過多の代金返還を完了しなかった場合、政府の価格主管部門によって没収され、消費者またはその他経営者が返還を要求した場合、経営者は法律によって民事責任を負う。

第15条 経営者が行政処罰法第27条に記載されている行為を行った場合、法律の規定に基づき処罰を軽減する。

経営者が以下の状況に当てはまった場合、嚴重に処罰する

- (一) 価格違法行為が重大あるいは社会的影響が大きい
- (二) 毎調査後改善が見られない
- (三) 偽造、書き直し、移動、証拠隠滅を行う
- (四) 価格違法行為に関係する資金あるいは商品を移動する
- (五) 経営者が本規定第14条第1項規定に反し、消費者あるいはその他経営者が支払過多の代金返還を拒否した場合
- (六) 嚴重処罰に準じるその他価格違法行為

第16条 経営者が政府価格主管部門の決定した処罰に不服がある場合、法律の規定に基づいて行政再議申告を行わなければならない。行政再審決定に不服がある場合、法律の規定に基づいて人民法院に訴訟を起こすことが出来る

第17条 期限を過ぎても罰金を納めない場合、1日当たり罰金額の3%を罰金に加算する。期限を過ぎても違法所得を納めない場合、1日当たり違法所得額の2%を違法所得に加算する。

第18条 いかなる団体または個人あっても本規定に記載される価格違反行為を行い、情状が重大で、改善を拒否した場合、政府価格主管部門は本規定に基づいて与えられる処罰のほか、その営業場所にその価格違反行為が改善されるまで公告を行う。

第19条 価格法執行者が国家秘密や経営者の商業秘密を漏洩、職権を乱用、職務軽視、私情にとられ不正を行うなどの犯罪行為に至った場合、法律の規定に基づいて刑事責任を追究する。犯罪行為に至っていない場合は、法律の規定に基づき行政処分を科す。

第20条 本規定は公布日から施行する